

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（俳句手帳）	No.5200439
工（納）期	令和5年7月12日	
契約締結日	令和5年5月31日	
契約金額	998,250円（消費税込み）	

契約相手方	有限会社マルコボ.コム (法人番号：9500002009906)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	消耗品購入契約（俳句手帳）
指名業者 （案）	<p>名 称 有限会社マルコボ. コム 所在地 愛媛県松山市永代町16-1 代表者 代表取締役社長 三瀬 明子</p>
特命理由	<p>本件は、区立小中学校及び区民に向けて配付する俳句手帳の購入契約である。 主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、俳句手帳の企画・制作をしている業者であり、初心者でもわかりやすい俳句の作り方や季寄せ等を掲載しているほか、各自治体のキャラクターを手帳に配置できる等、荒川区の俳句振興に適したオリジナル手帳を製作できる業者は、上記業者のみである。 また、俳句振興を図る他自治体でも本手帳を多く活用しているなど、多くの実績を有している。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>